

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は、障害等級第7級に該当するとして、障害等級第11級として認定した原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、溶接工として船舶製造修理業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日、作業移動中、送給機を右手に持ち梯子を下りていたとき、左手が滑りバランスを崩し、1.6mほどの高さから転落し、右手首・腰・胸を受傷したものである。

請求人は、同日、〇医院を受診し、「右橈骨下端骨折、第1腰椎圧迫骨折、第8胸椎圧迫骨折、背部打撲傷」と診断され、治療を継続した結果、平成〇年〇月〇日をもって症状固定とされた。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に対して障害補償給付の請求を行ったところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労災保険法施行規則別表第1（以下「労災別表第1」という。）に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第11級の5に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

私は業務上の災害で第11級に認定されたが、手と腰の痛みがとれないので、11級を超える等級と思い再度認定をしてもらいたい。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

(1) せき柱の変形障害

エックス線写真により、第8胸椎及び第1腰椎に、せき椎圧迫骨折が確認できる。主治医意見等より、第1腰椎については椎体高に前後差がなく、第8胸椎は、前方椎体高と後方椎体高の差は、後方椎体高の高さの50%未満であり、側彎も生じていないことより、変形障害「せき柱に変形を残すもの」（第11級の5）」に該当する。

(2) 右手の機能障害

右手関節の他動運動による可動域は、健側である左手関節の他動運動による可動域角度と比較して、障害等級に該当する程度の可動域制限は認められない。

(3) 神経症状

請求人の自訴及び請求人が提出した主治医の診断書によれば、負傷した腰部に疼痛が認められるが、せき柱の変形障害に通常派生する関係にあるため、せき柱の変形障害の等級第11級に含まれ、右手の疼痛については、疼痛は存するものの、主治医意見や橈骨の癒合状態から、「局部に神経症状を残すもの」（第14級9）には至らない程度のものと判断した。

(4) 結論

以上のことから、請求人に残存する障害は、障害等級第 11 級に該当するものと判断した。

4 審査官の判断

(1) 神経症状について

ア 主治医の診断書において右手関節部分の神経症状に関する記載はなく、同医師の監督署職員との面談の際に、「右手関節の痛みについては、リハビリをしているときでも右手をついても何も訴えがなく、レントゲン等で確認しても状態は良好であるため、通常随伴する程度のものである。」と述べており、労災医員も意見書において、「右上肢の神経麻痺はない。」と述べていることから請求人には障害等級に該当する障害は残存していないものと判断する。

イ 背部について主治医の診断書において、「背部痛が遺残している。」と記載されているが、労災医員も意見書において、「胸椎・腰椎の神経麻痺はない。」と述べていることから請求人には障害等級に該当する障害は残存していないものと判断する。

(2) 右手関節の運動制限について

主治医の診断書によると、右手関節が左手に比べ他動運動で 86%に制限されると記載がある。また、監督署職員の運動制限測定結果によると、右手が左手に比べて同運動で 86%に制限されている。

しかし、労災医員の意見書において、他動運動で 51%制限されると述べており、関節機能障害の評価方法及び関節可動域の測定要領から手関節の参考可動域角度は屈曲 90° 伸展 70° でありこれを利用して 56%に制限されていることから、労災医員意見が妥当と認め、右手関節の運動制限については障害等級第 12 級の 6 に該当すると判断する。

(3) 第 8 胸椎、第 1 腰椎の変形障害について

主治医の診断書によると、第 8 胸椎と第 1 腰椎に圧迫骨折による変形があることが認められる。また、同医師の監督署職員との面談記録では、「第 1 腰椎については、圧壊で完全につぶれた状態のため、前後差はない。側彎は生じていない。」と述べている。

しかし、労災医員は意見書において、「第 8 胸椎と第 1 腰椎に圧迫骨折を認める。第 8 胸椎は楔状形、第 1 腰椎は破裂形骨折で前後の拡大はあるが前後の椎体高に差があり、全体として楔状を呈している。2 椎とも骨癒合は終了している。」と述べており、同医師との面談では、「第 1 腰椎については破裂形圧迫骨折である。前後の椎体高に差がありこれにより医学的に後彎が生じる原因と考える。胸腰部の側彎はない。」と述べており、これらから、第 8 胸椎と第 1 腰椎の減少した後方椎体高の合計と減少後の前方椎体高の合計との差は、減少した後方椎体高の 1 個あたりの 50%以上となっている。この差は減少した後方椎体高の 1 個あたりの高さには達していない。

以上より、労災医員意見等より、請求人に残存する障害の程度は、せき柱の変形障害第 8 級に準ずる障害に該当するものと判断する。

(4) 結論

以上から請求人の障害等級はせき柱の変形障害「せき柱に中程度の変形を残すもの」第 8

級に準ずる障害となる。また、右手関節の機能障害と右手関節部分の疼痛による神経障害は通常派生する関係にあり、いずれか上位の等級により認定することになるから、右手関節の運動制限「1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの」第 12 級の 6 の障害となる。さらに、系列の異なるせき柱の変形障害である第 8 胸椎・第 1 腰椎の変形障害準用等級第 8 級と前記の障害等級を併合して準用等級第 8 級を 1 級繰り上げ併合第 7 級となる。

よって、等級 7 級を本件障害等級に認定すべきである。

したがって、監督署長が請求人に対してなした障害等級第 11 級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当でなく、取り消されるべきである。